

公務員関係判例研究会 平成 28 年度 第 5 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 28 年 9 月 15 日（木）15:00～17:00

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

（会 員）秋山弁護士、阿部弁護士、石津弁護士、植木弁護士、植松法務省訟務局付、牛場弁護士、大森弁護士、鈴木弁護士（座長）、田中弁護士、中町弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士（五十音順）
（事務局）内閣官房内閣人事局 加瀬内閣審議官、野井内閣参事官、平山人事制度研究官、森調査官、鈴木争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 職員団体に対する庁舎の目的外使用不許可処分の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

（1）最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 庁舎内組合事務所使用不許可処分等取消請求控訴事件（大阪高裁平成 27 年 6 月 2 日判決、判例地方自治 399 号 38 頁。以下「本件判決」という。）は、控訴人（一審被告）Y 市の職員が加入する労働組合、職員団体又はその連合体である X 1 らが、Y 市長に対し、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 回にわたり、市庁舎の一部を組合事務所として利用するため、その目的外使用許可を申請したところ、いずれも不許可処分を受けたことから、各不許可処分について、国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償請求等の支払を求めるとともに、平成 26 年度の不許可処分について、その取消しを求めた事案である。

本件判決は、平成 24 年度から平成 26 年度までの不許可処分はいずれも裁量権の範囲を逸脱・濫用したものであるとして、損害賠償請求の一部を認容するとともに、平成 26 年度の不許可処分を取り消した一審判決（大阪地裁平成 26 年 9 月 10 日判決）を変更して、平成 24 年度の不許可処分は違法であるとして損害賠償請求の一部を認めたものの、平成 25 年度及び平成 26 年度の不許可処分については、違法はないとして、その余の X 1 らの請求を棄却した。

○ 一審判決と本件判決で平成 25 年度及び平成 26 年度の不許可処分に対する判断が分かれたのは、平成 24 年 7 月に制定された Y 市労使関係条例 12 条の規定について、一審判決は、団結権を侵害するものとして違法であると評価される場合に該当し無効と判断したのに対し、本件判決は、労働組合法等の法令の規定に直ちに違反するものでなく、また、議会での議論を経て制定されたことは重視すべき事情と判断したこと及び庁舎内の行政事務スペースが不足している状態にあったかどうかの判断の違いにある。

- 庁舎から組合事務所の退去を求めるに当たって留意すべき事項としては、相当な猶予期間をおいた上で、退去を求める理由を付して通知する手続をとることであるが、相当な猶予期間とはどの程度の期間が必要かについては、一つの考え方として、建物の賃貸借契約の解約申入れ期間である民法所定の3か月、長くとも借地借家法所定の6か月程度おけば、十分ではないか。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 本件判決は、組合事務所の使用許可について、Y市のある特定の市長の時代に起きた事案であり、ほかに同様の事案が起きるかどうかわからないが、一般論としての判断部分は参考になると思われる。
- 本来、庁舎は行政事務の場であるが、行政事務スペースが余っているという庁舎はないのではないか。
- 民間の自己の利益を財源に建てた社屋を企業内労働組合に使用させるという問題と、本件のように税金を基に建てた庁舎をある一定の職員団体に使用させるという問題とでは、発想がそもそも違うのではないか。庁舎内にある食堂等は、庁舎を訪れる一般の市民も利用することから必要性が認められるが、組合事務所は、一般の市民は訪れない場所であり、それらを同じレベルで見ているのは問題ではないか。また、慣習・慣行があるというが、公的な施設での使用許可で、過去からの慣習・慣行ができあがるというのはあり得ないのではないかと思うので、それを使用許可・不許可の判断の要素にすべきなのかという疑問がある。
- それは、労働法の考え方と行政法の考え方との違いではないか。労働法の考え方からすると、庁舎を職員団体に使用させるのは庁舎の本来目的であると考えられるのかもしれないが、行政法の考え方からすると、地方自治法では、行政目的以外の行政財産の使用は、目的外使用と規定されており、考え方が違っている。
- 本件判決における判断理由として、行政事務スペースの必要性、不許可処分をするに当たっての組合活動、政治活動を制圧する目的という2つの要素があるが、本件における一審判決と本件判決の違いは、組合活動、政治活動を制圧するという目的をどう評価するかという点が判断の違いになっていると思われる。一審判決は、目的が不当だという点にかなりポイントを置いているが、2審判決は、25年度以降については、本件条例が違法かそうでないかという点に判断のポイントが置かれており、目的が不当であったかどうかは判断されていない。
- 公務員関係の場合に、民間の場合と同じように慣行や過去の経緯をそれほど重視する必要があるのかという疑問があるが、本件判決でいっているのは、信義則上、すなわち、公法関係でも相手方の信頼を損なってはいけないということではないか。
- 行政の場合は、予算で動かざるを得ないところがあり、退去を求める時期が遅すぎる。庁舎整備のために退去が必要となる場合でも、庁舎整備の予算が付いて初めて退去を求めるが、予算が付いた3月に「4月に退去せよ」というのは無理であるので、年度の途中までで使用許可を区切るなどしなければならな

いであろう。

- 本件条例 12 条があったとしても、庁舎内に余剰スペースがある場合にも組合に使用させないとすると違憲・違法という問題になるのではないか。本件条例 12 条を根拠に組合には全く使用させないということは問題になるのであろう。

(3) 次回会合は、10 月 20 日（木）に開催することとした。